

都市ガス分野における災害時の事業者間連携に 関する制度的取組のあり方について

2021年10月12日

経済産業省
産業保安グループ^o

都市ガス分野における災害時の事業者間連携に関する制度的取組のあり方について 産業保安基本制度小委員会「中間とりまとめ」における整理

- 都市ガス分野では、ガス事業法第163条（ガス事業者※に対する連携・協力義務の規定）により、具体的には、国のガイドラインや日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき、適切に被災地域内外の連携を実施してきた。 ※「ガス事業者」：「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」
- ガス事業法においては、電気事業法における「災害時連携計画の作成」についての規定は存在しない。**したがって、災害時の具体的な連携内容についてや、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告についての規定もない。
- 電気事業法における「災害時連携計画」の作成等の規定も踏まえ、現行制度を評価し、必要な措置を検討することが求められる。**

都市ガス分野

法律上の規定

- ガス事業法第163条
⇒「一般ガス導管事業者」と「ガス小売事業者」を含めた全てのガス事業者の連携・協力
＜ガス事業法 第163条＞
ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

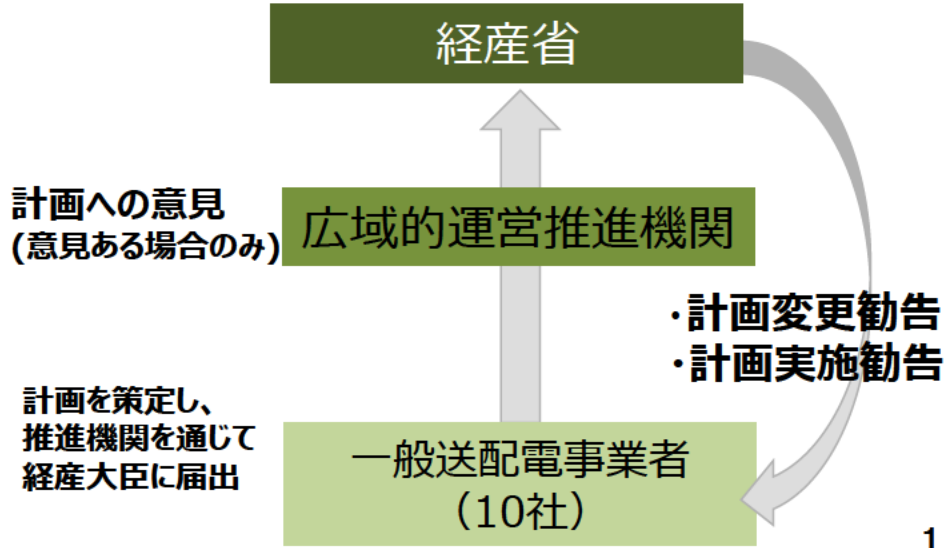
法律以外のガイドライン等での措置

- ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン（経産省）
⇒被災区域内の一般ガス導管事業者・ガス小売事業者の対応指針の具体化
- 非常事態における応援要綱（日本ガス協会）
⇒被災区域外の一般ガス事業者が協力して災害対応に参画することを規定

電力分野

法律上の規定

- 電気事業法第33の2
⇒「災害時連携計画」の作成・届出の義務



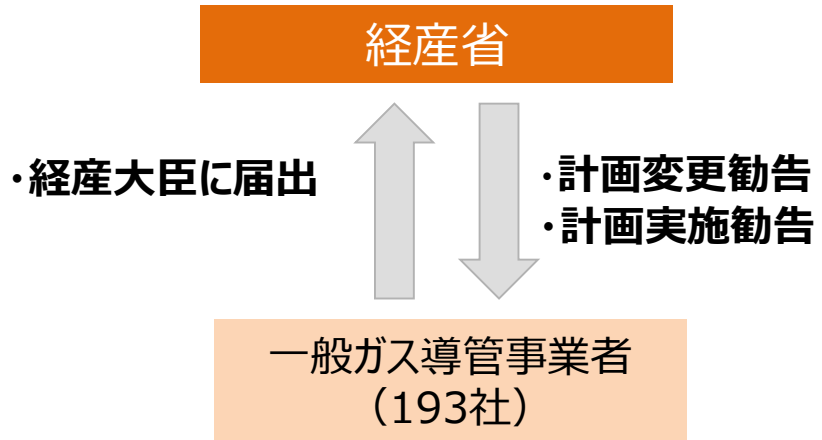
ガス事業法における災害時連携計画の制度化について

- 今後は南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった更なる大規模地震のリスクも懸念されるところ、電気事業法における「災害時連携計画」の規定も踏まえ、ガス事業法においても、一般ガス導管事業者に対して、「災害時連携計画」を作成する義務を課し、災害時の具体的な連携内容についての規定や、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告の規定を設ける。
- なお、「災害時連携計画」についての規定を新たに設けるが、第163条とガイドラインに基づく、ガス事業者※間の連携・協力についての現行の規定は維持することとする。

※「ガス事業者」：「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」

法改正によりガス事業法に規定を新設 (一般ガス導管事業者間の「災害時連携計画」の規定)

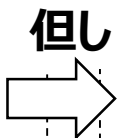
- 「災害時連携計画」の作成・届出の義務



・被災区域内外の一般ガス導管事業者の相互の連携に関する具体的な計画を共同して策定

現行の163条の規定は維持 (ガス事業者※間の連携・協力に関する規定は維持)

- ガス事業法第163条による連携・協力義務



但し



被災区域内の一般ガス導管事業者・ガス小売事業者の対応指針の具体化

- ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン（経産省）

※個別の判断が求められるケースについては、「一般ガス導管事業者」と「ガス小売事業者」の個社間の契約実態等に応じて対応

災害時連携計画に記載する具体的な内容について

- 「災害時連携計画」を制度化するにあたり、例えば、以下の内容を記載する。
- 一般ガス導管事業者とその他のガス事業者※との役割関係に留意し、経産省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」や、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」等の既存の取組との整合性を確保する。

※「ガス事業者」：「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」

① 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

災害時の出動基準や災害対策本部の設置基準、情報連絡体制等

② 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項

一般ガス導管事業者が災害時に組織する応援派遣について、その要請方法、規模等

③ 復旧方法等の共通化に関する事項

応援派遣される組織が用いる資機材や復旧工事の方法等

④ 災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

災害時の一般ガス導管事業者相互の連絡方法や連絡内容、非常通信手段の確保等

⑤ 臨時供給設備の派遣及び運用に関する事項

病院等の重要施設に対する臨時供給を行う移動式ガス発生設備の運用・管理等

⑥ 地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

災害時の一般ガス導管事業者相互の連携にあたって、消防、警察、地方自治体等各防災関係機関と相互の連携を行うための情報連絡の方法等

⑦ 共同訓練に関する事項

ガス防災支援システム「G-React」等のシステム操作訓練及び応援受入の演習について

等

(参考) 災害時連携計画の制度化における整理

- 今般の制度改正にあたっては、ガス事業法に「災害時連携計画」についての規定を新たに設ける。
- 他方、第163条に基づく、ガス事業者※間の連携協力についての現行の規定（①ガス事業法第163条の規定②「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」による対応指針③「ガス導管事業者」と「ガス小売事業者」の個社間の契約に基づく運用）は維持。

※「ガス事業者」：「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」

	法改正によりガス事業法に 新設する「災害時連携計画」の規定	ガス事業法第163条 (現行の体系を維持)
目的・主体	「 <u>一般ガス導管事業者</u> 」の相互の連携	「 <u>一般ガス導管事業者</u> 」と「 <u>ガス小売事業者</u> 」を含めた <u>全てのガス事業者</u> ※の連携・協力
具体的な 指針・計画	法律に基づく「災害時連携計画」を「一般ガス 導管事業者」が共同して作成	ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協 力に関するガイドライン (個別のケースは個社間の契約に基づき対応)
指針・計画の 内容	災害時の「一般ガス導管事業者」相互の連絡 方法や、従業者の派遣、復旧方法等を規定	被災地域内の「一般ガス導管事業者」と「ガス小売事業 者」による初動対応・復旧対応での連携方法等を規定 (個別の判断が求められるケースについては、「一般ガス導管事業者」と「ガ ス小売事業者」の個社間の契約実態等に応じて対応)